

入札説明書

この入札説明書は、本件公告に定めるもののほか、本件入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 売払物件

(1) 物品の名称及び数量

電子顕微鏡 一式

(2) 物品の仕様

別添「機器の概要」のとおり

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を搬出期限までに搬出することができる者であること。

3 契約担当部局

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所 総務担当（担当：栗木）

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所 総務担当（担当：栗木）

電話 (0857) 38-6200

(2) 入札説明書等の交付方法

令和4年1月17日（月）から同年1月19日（水）までの間に地方独立行政法人鳥取県産業技術センターのホームページ（<http://www.tiit.or.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するので（1）の問合せ先に電話連絡すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年1月17日（月）から同年1月19日（水）までの日（祝日、日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

電子・有機素材研究所 鳥取市若葉台南七丁目1-1

機械素材研究所 米子市日下1247

食品開発研究所 境港市中野町2032-3

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和4年1月26日(水) 午前10時 即時開札

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所 2階 会議室2
(鳥取市若葉台南七丁目1-1)

5 入札内容に対する疑義及び入札対象物品の確認

(1) 疑義の受付

ア 入札公告、入札説明書等に対して疑義がある場合は質問書(様式自由)を提出すること。(電子メールによる提出も認める。)

イ 提出先

郵送又は持参による場合 〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所 総務担当

電子メールによる場合 Eメールアドレス kuriki-m@tiit.or.jp

ウ 提出期限

令和4年1月18日(火) 正午必着

(2) 疑義等に対する回答

令和4年1月19日(水)に地方独立行政法人鳥取県産業技術センターのホームページ(<http://www.tiit.or.jp/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和4年1月20日(木)午後5時までに持参又は郵送により4の(1)の場所へ提出しなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類の記載内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

7 事前提出物

事前提出物は入札参加資格確認書(様式第1号)とし、提出部数は1部とする。

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあつた書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和4年1月21日(金)正午までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないとした理由について、令和4年1月24日(月)午前10時までに書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、説明を求めた者に対して令和4年1月25日(火)までに回答する。

9 入札条件

- (1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入札書を入れて提出しなければならない。(再度入札のときは封筒は不要)
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は入札公告及び、入札説明書等を熟知の上、入札すること
- (4) 入札後、入札公告、入札説明書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- (7) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。

なお、当センターは鳥取県とは別組織の地方独立行政法人であるため、鳥取県に年間委任状を提出している場合でも、代理人による入札の場合には委任状を必ず提出すること。
- (9) 入札書及び委任状は、別添様式第2号及び第3号のとおりとする。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以下の入札金額を提出したものは失格とし、不落札で更に再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札回数は3回までとする。3回までの入札で落札しなかった場合は最高価格を提示した入札者と随意契約の交渉を行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を指定する期日までに提出しなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 2に定める入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

入札保証金納付の有無については、5の(1)による提出期限までに事前提出物を提出した者に対し、令和4年1月21日(金)正午までに連絡する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、入札日から過去2年の間に、これを誠実に履行したと認められるとき。

ウ 契約を締結する場合に売払代金が即納されるとき。

11 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

12 入札の無効条件

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しなかった者のした入札。
- (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札に関して不正のあった者の入札
- (10) 本件公告またはこの入札説明書に違反した入札

13 契約書作成の要否

要

14 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以上かつ最高価格である入札者を落札者とする。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

15 手続きにおける交渉の有無

無

16 その他

- (1) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- (3) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物件の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。